

習志野商工会議所事務局

# コロナウイルス感染予防 対策マニュアル

---

習志野商工会議所

2020.9.1

## 目 次

1. はじめに .....	1
2. 基本的な考え方 .....	1
3. 感染予防対策について .....	2
(1) 日常における基本的な感染予防対策について .....	2
(2) 事務所での感染予防対策について .....	2
①事務所内 .....	2
②接客、打合せ .....	2
③会館 .....	2
(3) 出勤について .....	3
(4) 通勤について .....	3
(5) その他 .....	3
4. 感染した・濃厚接触者になった場合 .....	4
(1) 職員（本人） .....	4
(2) 家族等（濃厚接触者になった場合） .....	5
(3) 会館利用者 .....	5
※感染者が発生した場合（担当者としての対応手順） .....	6
5. 会議・事業（イベント等）の運営について .....	9
6. 会館（会議室）利用者向けガイドライン .....	11
<b>&lt;参考&gt;</b>	
・相談窓口・関係連絡機関一覧 .....	14
・業種別ガイドライン .....	14

## 1. はじめに

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するためには、感染症の危険性や対処方法を正しく理解して、一人ひとりが予防のための取り組みを最大限に講じることが必要である。

また、自身や家族、関係者等の生命と健康を守り、医療従事者への感謝を忘れることなく、差別や偏見が拡がらないようにお互いを思いやりながら、会議所職員として責任ある行動をとることをお願いしたい。

事業の運営等については、感染症の完全な終息までの期間が長期になることを考え、新しい生活用式に対応した環境整備を早急に行うとともに、会員事業所をはじめ、地域商工業者の活力を取り戻すために、今まで以上に知恵を絞って、迅速かつ多岐にわたる支援を展開していただきたい。

以上のことを踏まえ、職員は、本マニュアルに示された感染予防策や会員事業所の支援に、自らの創意工夫を加えながら積極的に取り組んでいただきたい。

なお、本マニュアルは、9月1日時点で作成したものであり、コロナ禍を取り巻く状況は日々変化しているので、常に最新の情報を取り入れ、適宜、必要な見直しを行うものとするが、原則として、感染リスクが低減し、治療法の確立やワクチンの開発などにより、健康と安全・安心が十分に確保できる段階に至るまでの事業活動に用いることとする。

## 2. 基本的な考え方

### (1) コロナウイルスに罹らない・うつさない

職員は、職場における感染防止対策の取り組みが、社会全体の感染症防止対策に繋がることと認識し、対策に係る体制や防止策を整備する。

### (2) 新しい生活様式に対応した環境整備や取り組み

職員は、感染防止と地域・経済活動の回復を並行して行い、新しい生活様式を取り入れた環境整備を早急に実践し会員事業所の支援策を展開する。

### (3) 危機管理体制の見直し

職員は、危機管理について定期的な見直しや継続的な改善を行うことで、危機管理への意識を高める。

### 3. 感染予防対策について

#### (1) 日常における基本的な感染予防対策について

- ・ 3密（換気の悪い密閉空間・人が密集している場所・近距離での会話や発声）を回避する。
- ・ 対人距離を維持できない場合はマスク着用する。（夏場は熱中症に注意する。）
- ・ 咳エチケット（咳、くしゃみをする際はマスクやティッシュ、ハンカチ、袖や肘の内側などを使って口や鼻をおさえる）を徹底する。
- ・ こまめな手洗いと手指を消毒する。
- ・ 体温測定や健康チェックを行い、体調管理する。
- ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を活用する。

#### (2) 事務所における感染予防対策について

##### ①事務所内

- ・ 受付に飛沫防止シート、記帳指導室や相談室に飛沫防止アクリル板を設置する。
- ・ 受付、各階にアルコール消毒液を設置する。
- ・ 朝昼当番（職員）は消毒チェックリストを確認し、朝と昼に館内の消毒を行う。
- ・ 全職員は、各自で体温測定と健康チェックを行い、体調管理シートに記録し、週に一度担当者へ提出する。
- ・ 来訪者予定表を作成し、来訪者の名前、連絡先を控える。
- ・ 一部来客への飲み物の提供を控える。
- ・ 常時、換気を行う。（天候その他の理由により窓を開けることが適切ではない場合は、換気扇を利用するなど、可能な限り施設内の空気が入れ替わるようにする。

##### ②接客、打合せ

- ・ 打合せの際は時間短縮を心掛けるとともに、マスクの着用や相手との距離をとる等の感染防止を徹底する。
- ・ 相手の了承を取ったうえで、極力、電話やメール等を利用する。
- ・ 少しでも体調の悪い職員は対応しないよう、各室内で調整を行う。
- ・ 相談ブース等の利用後は利用者が消毒液を使用して必ず消毒を行う。

##### ③会館

- ・ 各階に消毒セットを置き、使用後は利用者が消毒、換気を行う。
  - ・ 利用者名簿を作成し、利用者の連絡先等を把握しておく。
  - ・ 利用者には事前に「会館（会議室）利用者向けガイドライン」を配布し、感染予防を周知徹底させたいうえで貸し出しを行う。
- ※「会館（会議室）利用者向けガイドライン」については、11頁を参照

### (3) 出勤について

- ・発熱（37.5℃以上）または風邪症状のある場合は、自主的に自宅療養する。  
（有給休暇扱い）
- ・感染した場合は特別休暇扱いとなるため、医療機関の診断書を提出する。  
（この場合、上記の有給休暇扱いについては状況に応じて対応）

### (4) 通勤について

- ・通勤方法を電車から自家用車やバイク等に変更する場合は、事前に事務局長に申し出ること。通勤途中で発生した事故等については労災扱いとする。
- ・通勤の密を避けるための時差出勤等の希望については事前に各室長に申し出て相談すること。

### (5) その他

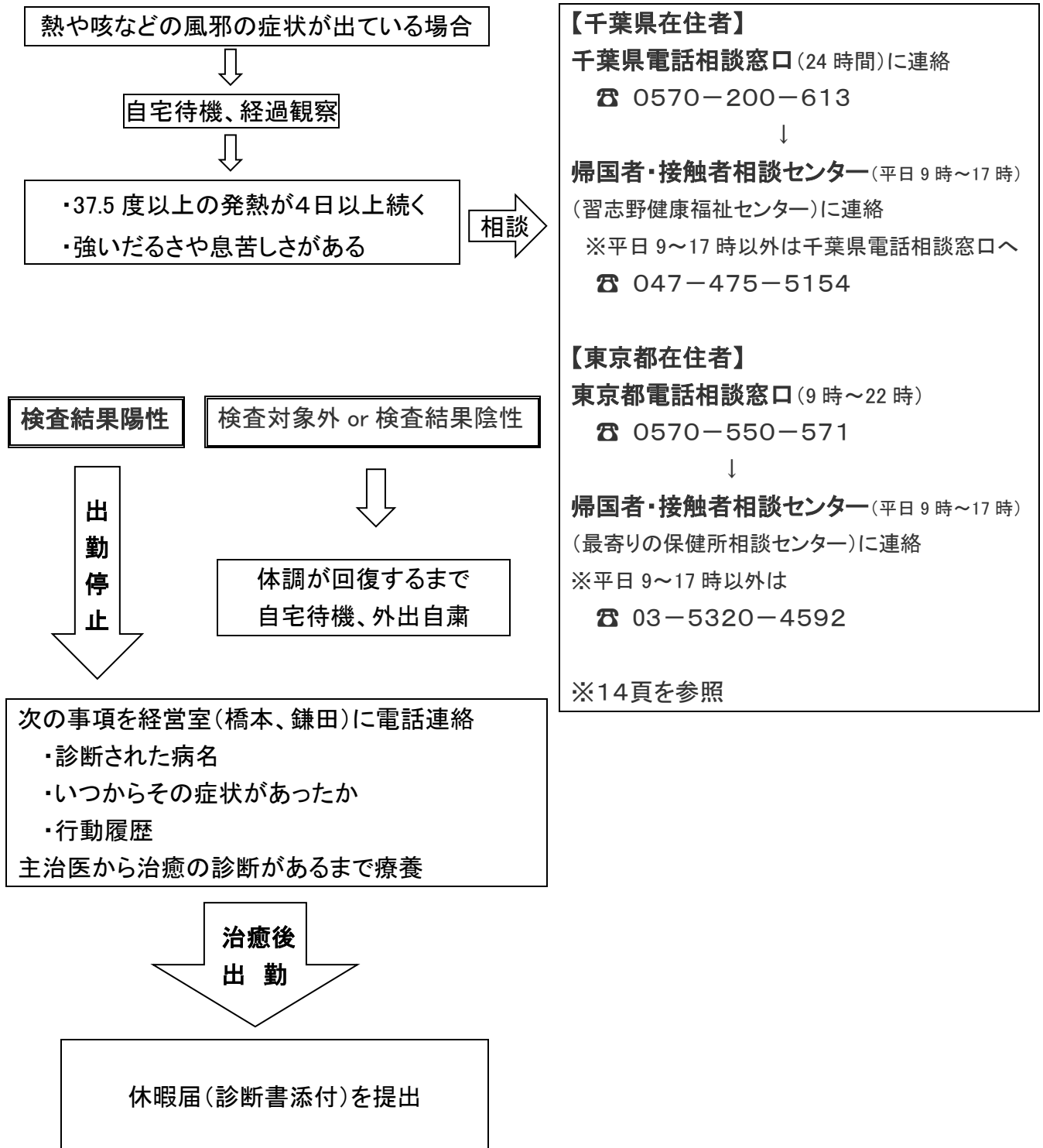
- ・出張については、不要不急の出張は極力見合わせる。やむを得ず出張する場合は最小限の人数にとどめ、出張中は個人での感染防止対策に努める。
- ・小中高校の休校等により、通常出勤が難しい場合は事前に各室長に申し出て相談のうえ、個別対応を行う。
- ・海外への渡航については、極力控えること。
- ・懇親会については、3密に該当する場所を避け、また感染防止対策が行われている店を選ぶこと。

※緊急事態宣言が発令された場合における事務局の対応については、原則として千葉県からの要請内容に準じた対応を取ることとします。

#### 4. 感染した・濃厚接触者になった場合

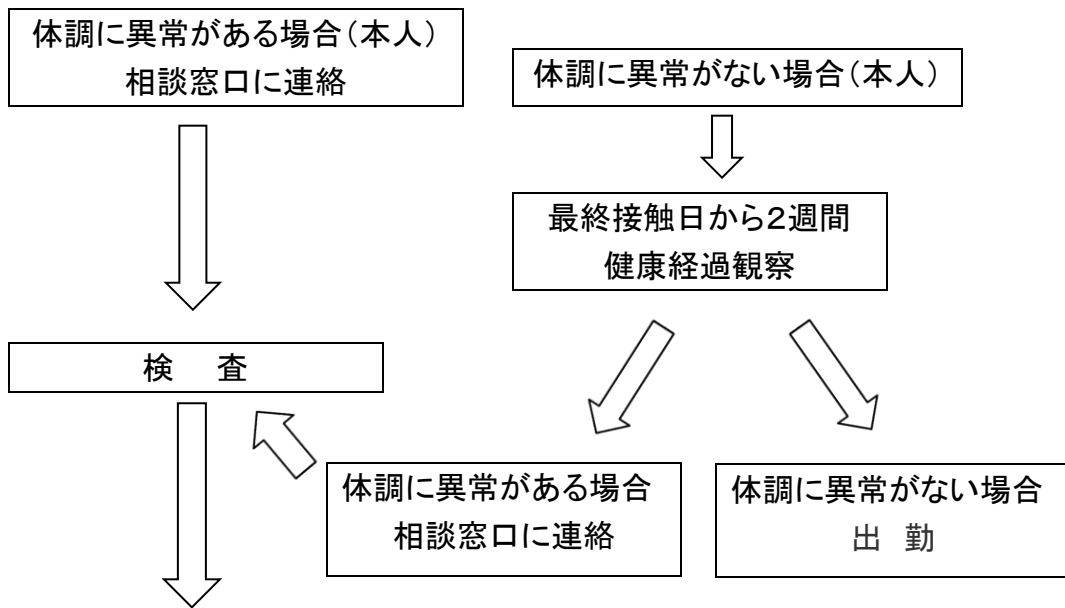
※いずれの場合も速やかに報告する。

##### (1) 職員（本人）



※3頁「(3) 出勤について」を参照

(2) 家族等（濃厚接触者になった場合）



4頁の結果判明後のおり対応

(3) 会館利用者

※ 12頁「(4) 利用者の中から感染者がでた場合の対応」を参照

## ※感染者が発生した場合（担当者としての対応手順）

### 1. 職員が体調不良の場合（連絡／本人→所属長→事務局長）

- (1) 出勤を控え、自宅待機してもらう。
- (2) 厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を参考にして、帰国者・接触者相談センターに相談するよう案内する。  
(感染の疑いがあると判断された場合は、検査の案内あり)
  - ① 疑い例に非該当
    - ・ 体調が良くなるまで、出勤を控え自宅待機を指示
  - ② 疑い例に該当
    - ・ PCR検査を実施してもらう。
    - ・ 所内での行動歴、接触場所、接触者の確認（接触者への連絡は基本的に保健所が行う）
    - ・ 検査対象者の接触場所を消毒する。
    - ・ 他の職員に体調不良者がいないか確認をする。（体調不良の人がいたら、自宅待機させる。発熱や呼吸器症状の有無を記録してもらう。）
- (3) 検査結果判明（連絡／保健所→本人→所属長→事務局長→相談窓口担当者）
  - ① 陽性の場合→ 「3. 職員が感染者となった場合」のとおり
  - ② 陰性の場合→ 体調が回復次第、出勤

### 2. 職員が濃厚接触者となった場合（連絡／本人→所属長→事務局長）

- (1) 患者との最終接触日の翌日から14日間は、自宅待機してもらう。（保健所の指導に従い、PCR検査を受診→陰性となった場合も上記期間は自宅待機）
  - 特別休暇扱い（家族の場合、結果（写）添付し、休暇申請を後日提出）

### 3. 職員が感染者となった場合

（連絡／保健所→本人→所属長→事務局長→相談窓口担当者）

業務内容	担当者	チェック
(1) 感染した職員への対応（電話にて行う）	橋本、鎌田	
(2) 保健所との連携（調査対応、提出書類準備）	堀、橋本	
(3) 営業継続の判断（専務理事、会頭と調整）	岡畑局長	
(4) その他の職員への対応	岡畑局長、橋本	
(5) 接触場所の消毒、消毒業者依頼	堀、鎌田	
(6) 所内・所外（上部団体、関係機関等）周知、HPに掲載	堀	



(1) 感染した職員への対応（電話にて行う）

- ①感染経路確認
- ②行動歴、接触場所、濃厚接触者の確認（感染疑い時に確認する）
- ③今後の流れや所内での対応方法の説明
- ④医師・保健所の指示に従い、当該職員は感染のリスクがなくなるまで自宅待機させる。
- ⑤出勤後、休暇申請提出依頼（診断書添付）  
※休業手当支給義務なし（職員、嘱託職員は特別休暇を取得、その他の準職員は有給休暇 or 欠勤扱い）

(2) 保健所との連携

- ①調査対応（勤務状況、最終出勤日、行動履歴、フロアの状況、座席の配置、換気状況等）
- ②必要に応じ提出
  - ・会議所概要
  - ・職員リスト（氏名、生年月日、年齢、性別、住所、連絡先、部署、症状の有無、濃厚接触者の有無）
  - ・会館フロア図
  - ・会館テナント一覧
  - ・会議室貸出状況一覧

(3) 営業継続の判断

感染者、濃厚接触者の状況により、営業継続が可能か、専務理事、会頭と協議・調整する。

(4) その他の職員への対応

- ①感染者に対する偏見・差別の禁止を周知
- ②営業継続判断について説明（休業の場合、給与等の取り扱いについて説明）
- ③体温チェックリストの確認、体調ヒアリング
- ④不安で出勤できない職員への対応  
（営業を継続すると判断し、感染が不安で出勤できないと職員が申し出てきた場合、予防措置を講じていることを前提に就労を求めている以上、それに対して職員の事情で応じられない時は欠勤扱いになり、給与の支払い義務はなく、有給休暇を取得して休んでもらう。）

(5) 接触場所の消毒・消毒業者依頼

- ①消毒場所の確認  
発症者や濃厚接触者の行動歴を確認し、最終出勤日および前2日間に15分以上の使用があった場所や濃厚接触者の手指がよく触れた場所、

共用場所（コピー機、プリンター、更衣室、トイレ等）をリストアップする。

※消毒場所チェックリストを作成する

②保健所から消毒タイミング、場所等のアドバイスもらう。

③消毒業者へ連絡

イカリ消毒株式会社 船橋営業所

☎047-431-2439 （所在地）船橋市海神1-24-13

（6）所内・所外周知（対外的発表）

①文書作成（感染者が出た場合、休業する場合）

②役員議員、上部団体、関係機関等への発表

日本商工会議所、千葉県商工会議所連合会、千葉県経済政策課、習志野市産業振興課、秘書課）

③ホームページへの掲載

## 5. 会議・事業（イベント等）の運営について

### 習志野商工会議所の会議・事業の運営方針

#### **【会議】**

#### **1. 原則（感染防止策）**

- ・ ソーシャルディスタンスや3密を回避した、以下の会場設営を行います。
  - ①教室形式の場合、1机に2席までの配席とします。
  - ②口の字形式の場合、1机に2席までの配席とします。
  - ③イスのみの場合、前後左右とも1m以上の間隔を確保します。
  - ④扉、窓は会議中も開放します。
- ・ 感染防止策の徹底
  - ①風邪、咳、発熱等体調の悪い方は、出席をご遠慮いただきます。
  - ②会場入口または受付での手指消毒を実施していただきます。
  - ③会議実施中は参加者全員にマスクを着用していただきます。

#### **2. 会場人数**

- ・ 出席者100人以下、会場の定員を2分の1以下にして開催します。
- ・ 出席者は最小限とします。

#### **3. 会議時間**

- ・ 会議時間は、原則、1時間30分以内とします。

#### **4. その他**

- ・ 会議の開催にあたっては、状況に応じてリアル出席とオンライン出席を併用して実施します。（ハイブリッド型）
- ・ 会場で食事を提供する場合、衛生管理を徹底した上で個別配膳とします。
- ・ 資料、チラシなどの資料は直接お渡しせず、受付や席等に置いて配布させていただきます。

#### **5. 適用期間**

- ・ 令和2年9月1日～（当面の間）

## **【事業・イベント】**

### **1. 原則（感染防止策）**

- ・ 事業、イベント等の規模に係わらず、以下の基本的な感染防止対策を講じます。
- ・ 「3つの密」が発生しない席配置や人と人との十分な距離を確保します。
- ・ 熱中症などの対策が必要な場合を除いて、原則としてマスクの着用を促します。
- ・ 名簿の作成等により参加者の連絡先の特定を図ります。
- ・ 入場時に参加者への健康チェックの声掛けなどを行い、体調がすぐれない方の参加を制限します
- ・ 国の「新しい生活様式」に基づき、定期的な清掃、消毒、マスクや手袋の着用など、衛生管理を徹底します。

### **2. 会場人数、参加人数**

- ・ 千葉県の「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請」に従い、屋内の場合は収容定員の半分程度以内、屋外の場合は十分な間隔（できるだけ2m（最少1m））を維持できる人数とします。
- ・ バスを利用しての視察研修等については、バス会社のガイドラインに沿った乗車人数や座席配置とします。

### **3. その他**

- ・ 会場を簡素化する等、設営の人員、時間を削減します。
- ・ 国の「感染防止対策チェックリスト」により、感染拡大防止のための取組を適切に行うとともに、「業種別の感染防止予防ガイドライン」に従った実践を促します。

### **4. 適用期間**

- ・ 令和2年9月1日～（当面の間）

## 6. 会館（会議室）利用者向けガイドライン

### （1）館内の対策

- ・感染拡大リスクを下げるため、通常の清掃や消毒ほか、複数の利用者が頻繁に触れる箇所（共有スペース、手指の触れる部分、カウンター等）の清掃や消毒作業を実施します。
- ・共有スペース、会議室（一部）に消毒液、アルコール含有ウエットティッシュ等を設置します。
- ・利用前、利用後に換気を実施します（※ 天候その他の理由により開けることが適切ではない場合は、換気扇を利用するなど可能な限り施設内の空気が入れ替わるようにします。）

### （2）会館の利用制限

#### ①入館

以下の症状等を有する方の来館を制限します

- ・風邪のような症状（発熱、咳、咽頭痛など）がある方、37.5度以上の発熱等が認められる方
- ・国内外において、新型コロナウイルス感染症が疑われる方と長時間の接触があった方
- ・過去2週間の間に政府の入国制限、入国後観察期間が設定されている国等への渡航歴のある方

#### ②催事・会議の内容

以下の催事・会議は開催を制限します

- ・当所が定める収容人数を超える催事や会議  
※激しい呼吸を伴う発声や歌唱、踊りやダンスなど大きな動きを伴う利用については、利用を制限する場合あり
- ・懇親会等、飲食を伴う催事・会議（※飲料ケータリング、弁当については事前確認が必要）

### （3）会館（会議室）の利用方法

会館（会議室）の利用条件は以下の通りとします。

#### ① 利用人数の制限

- ・利用者間の距離を確保するため、利用人数は通常時の半分程度とします。

#### ②マスクの着用・手洗い・消毒等について

- ・利用者は、マスクの着用、事前の検温、体調確認、手洗い・手指の消毒、咳エチケットの励行、アルコール除菌等、感染症対策を徹底してください。（※マスク、除菌グッズ等は利用者側で用意）

### ③ 3密（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避

- ・配席レイアウトは最低1mの対人距離を確保してください。
- ・会議室利用中は、常時もしくは定期的に換気を実施してください。
- ・会議等終了後は速やかに退出を呼びかけるとともに、利用した机・ドアノブ等は、備え付けの次亜塩素酸水と専用布巾で清掃してください。

### ④ 利用者名簿の作成、感染者発生時の情報提供・共有

- ・利用者（主催者等）は、来場者、関係者の名簿（氏名、緊急連絡先）を作成・保管してください。（当所への提出義務はなし）

### （4）利用者の中から感染者がでた場合の対応

- ・利用後に参加者から感染者がでた場合は、速やかに当所へ連絡し、情報の共有を図ってください。
- ・当所から管轄保健所に連絡し、保健所の状況確認と指導のうえ、必要であれば専門業者による感染者の利用箇所及び共用部等の消毒を実施します。（※消毒費・その他費用は、利用者負担）
- ・感染者発覚の当日より2週間程度、会議室の貸出を休止します。（※貸出休止期間で既に申込が完了している先については、利用料金を返金する）

### （5）その他

- ・上記内容については、新型コロナウイルス感染拡大の状況によって、その都度見直しを行い、案内します。
- ・これらの条件をお守りいただけない方については、ご利用をお断りする場合がございます。

## 新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口

### (1) 電話相談窓口（コールセンター）

☎ 0570-200-613（受付時間）24時間（土日・祝日を含む）

（対応内容）帰国者・接触者相談センターの紹介、新型コロナウイルス感染症に関する相談、感染の予防に関すること、心配な症状が出た時の対応など。

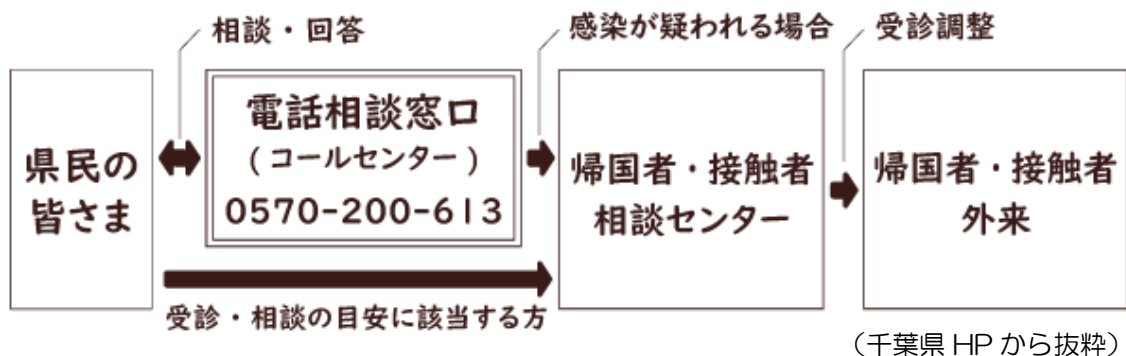
### (2) 習志野健康福祉センター（習志野保健所）＝帰国者・接触者相談センター

☎ 047-475-5154（受付時間）平日、午前9時～午後5時

（対応内容）発熱や呼吸器症状がある方が、医療機関を受診すべきかどうかの対応等に関する相談窓口。新型コロナウイルス感染症が疑われる方に、医療機関（帰国者・接触者外来）を紹介する。

#### 【帰国者・接触者相談センターに相談する目安】

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
  - ・重症化しやすい方（※）で、発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状がある場合
- （※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方や透析を受けている方など
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合、強い症状と思う場合にはすぐに相談する）



### (3) 船橋イカリ消毒株式会社


☎ 047-431-2439（所在地）船橋市海神 1-24-13

（対応内容）新型コロナウイルス感染者が発覚した後の館内空間の消毒・除菌作業など


## < 参考 >


### ◎相談窓口・関係連絡機関一覧

#### ①千葉県電話相談窓口（24時間）

 0570-200-613


#### ②東京都電話相談窓口

 0570-550-571（9時～22時）


 03-5320-4592（平日17時～翌9時、土・日・祝日 終日）

#### ③帰国者・接触者相談センター

・習志野市（習志野健康福祉センター 保健所内）

 047-475-5154（平日9時～17時）

・千葉市

 043-238-9966


（平日9時～19時、土・日・祝日9時～17時）

・船橋市


 047-409-3127

（平日9時～19時、土・日・祝日9時～17時）


・市川市（市川健康福祉センター）

 047-377-1103（平日9時～17時）


・柏市

 04-7167-6777（平日9時～17時）

・杉並区（杉並保健所）


 03-3391-1299（平日9時～17時）

・葛飾区（葛飾区保健所）

 03-3602-1376（平日9時～17時15分）

※時間外は①千葉県電話相談窓口、②東京都電話相談窓口に連絡

#### ④イカリ消毒

 047-431-2439

所在地 船橋市海神1-24-13

### ◎業種別ガイドライン

内閣官房ホームページ

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>